

ゴム製の器具又は容器包装の規格

食品添加物等の規格基準(昭和34年 厚生省告示第 370号)

1. ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装

項目	規格		溶出条件		料金 (税抜き額)	検体必要量 (最低量)
			使用温度 100℃以下	使用温度 100℃を超える		
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100µg/g以下)	—	—	10,000	1.5g
	2-メルカプトイミダゾリン*1	対照液から得られる褐色のはん点に対応するはん点を認めてはならない。(20µg/g以下)	—	—	12,000	1.5g
溶出試験	フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(5µg/ml以下)	水 60° 30分	水 95° 30分	5,000	30ml 15cm ²
	ホルムアルデヒド	対照液の呈色より濃くてはならない(約4µg/ml以下)	水 60° 30分	水 95° 30分	6,000	20ml 10cm ²
	亜鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(15µg/ml以下)	4%酢酸 60° 30分	4%酢酸 95° 30分	5,000	20ml 10cm ²
	重金属	比較液の呈色より濃くてはならない(1µg/ml以下)	4%酢酸 60° 30分	4%酢酸 95° 30分	3,000	30ml 15cm ²
	蒸発残留物*2	油脂・脂肪性食品・酒類 上記以外 pH5を超えるもの の食品 pH5以下のもの	60µg/ml以下	20%エタノール 60° 30分		4,000
		水 60° 30分		水 95° 30分	4,000	300ml 150cm ²
		4%酢酸 60° 30分		4%酢酸 95° 30分	4,000	300ml 150cm ²

溶出割合 : 2ml/cm²

*1 塩素を含むゴム製のもの(GRクロロプレンゴムなど)のみ試験を行なう。塩素の定性試験 ¥2,000(税抜)

食品添加物等の規格基準の一部改正について(昭和61年衛食第64号衛化第25号)

*2 器具にあつては水を浸出溶液とする。

2. ゴム製ほ乳器具

項目	規格		溶出条件		料金 (税抜き額)	検体必要量 (最低量)
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各10µg/g以下)	—		10,000	1.5g
溶出試験	フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(5µg/ml以下)	水	40° 24時間	5,000	1.5g
	ホルムアルデヒド	対照液の呈色より濃くてはならない(約4µg/ml以下)	水	40° 24時間	6,000	1.0g
	亜鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(1µg/ml以下)	水	40° 24時間	5,000	1.0g
	重金属	比較液の呈色より濃くてはならない(1µg/ml以下)	4%酢酸	40° 24時間	3,000	1.5g
	蒸発残留物	40µg/ml以下		水	40° 24時間	4,000

溶出割合 : 20ml/g

(参考)

第4 おもちや 3 ゴム製おしやぶりは、上記 2 ゴム製ほ乳器具に定める試験法による試験に適合しなければならない。